

陳情書（小針区）

市道北外山小木線については5年の長きに渡り事業を進めて頂いた結果、本年度全体計画の西工区が小針入鹿の交差点東側を残して供用を開始して頂きまして、厚く感謝申し上げます。今後は東工区の整備につきましても一日も速やかに完成するようよろしくお願い致します。

1. 居宅の移転が必要となりますので、生活再建が円滑に出来るよう特段のご配慮をお願い致します。

（回答）

法令・基準等に基づき、適正な補償を実施します。

2. 小針会館北側にバスベイを設置してください。

（回答）

道路のバス停車帯の設置につきましては、愛知県の基準により、

(1) バスの運行回数が多く、かつ、バスの停車により交通容量の低下が著しい場所

(2) バスの発着に関連した事故が発生し、あるいは発生するおそれのある場所

(3) バスの停車により他の車両の安全、かつ、円滑な運行が著しく阻害される場所

(4) バスの乗降客が多く、利用者の安全性や乗り継ぎなどを利便性の確保が望まれる場所

の4つが定められています。本市におきましても愛知県の基準を準用しており、小針会館付近の道路状況は、この基準に該当しないものと考えておりますので、現時点においてバス停車帯を整備する予定はありません。

なお、バス停車帯を整備する場合には、この道路の規格などからバス停車帯の長さは60メートル、バス停車帯の幅員は車道外側線から3.5メートルが標準となります。